

広島県公営企業管理規程第四号

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年四月一日

広島県公営企業管理者 桂 木 弘 二

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程

広島県公営企業組織規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」を「第五十四条」に、「第五十六条」を「第五十五条」に改める。
第五十条企業総務課の項第十五号を次のように改める。

十五 削除

第五十条水道課の項中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 建設工事に係る入札及び契約制度に関する事。

九 建設工事等のコスト縮減に関する事。

第五十条水道整備室の項を削る。

第三十五条の四を次のように改める。

（内部組織）

第三十五条の四 広島西部水道事務所に次表上欄に掲げる課を置き、当該課の位置は同表下欄に掲げるとおりとする。

課	名	位	置
総務課		大竹市小方町	
維持建設課		大竹市小方町	
八幡川浄水課		広島市佐伯区五日市町	
小瀬川浄水課		大竹市小方町	

第三十五条の五八幡川浄水課の項を次のように改める。

八幡川浄水課

水道用水の浄水に関する事。

第五十五条を削り、第五十六条を第五十五条とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。